

施設基準に係る届出内容の概要に係る事項

1. 当院は厚生労働大臣の定める以下の施設基準の適病院として、近畿厚生局長に届出を行っています。

基本診療料

- 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 / (回 1) 第 128 号

特掲診療料

- 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) / (脳 I) 第 299 号
- 運動器リハビリテーション料 (I) / (運 I) 第 321 号
- 医療 DX 推進体制整備加算 / (医療 DX) 第 163 号
- データ提出加算 1-ロ、3-ロ / (データ提) 第 158 号
- CT 撮影及び MRI 撮影 / (C・M) 第 641 号
- 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) / (外在ベ I) 第 446 号
- 入院ベースアップ評価料 (50) / (入ベ 50) 第 1 号

2. 当院は、厚生労働大臣の定める入院食事療養 (I) ・生活療養 (I) の適合病院で、近畿厚生局長に届出を行っています。

食事については、管理栄養士が管理にあたり、配膳については適時 (夕食については午後6時以降) ・適温給食の提供に努めています。

- 入院時食事療養・生活療養 (I) / (食) 第 1383 号